

逗子市立体育館条例の一部改正（案）の骨子

■ 休館日（下線部が改正箇所です）

現行	改正後（案）
（開館時間及び休館日） （１） <u>毎月最終月曜日（ただし、12月の最終月曜日が25日から27日までに当たる場合は、当該日は開館する。）</u> ３ <u>前項第１号の休館日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、同号の休館日をその翌日以後の最初の平日に繰り下げるものとする。</u>	（開館時間及び休館日） （１） <u>月曜日（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）</u> ３ <u>削除</u>